

平成 28 年 12 月 2 日付け電源開発株式会社宛て

## 1 総括的事項

- (1) 事業実施想定区域は、上ノ国町の北西部に位置する 3,062ha の面積であり、区域及びその周辺には、保安林に指定されている道有林、天の川鳥獣保護区、桂沼自然景観保護地区及び檜山道立自然公園が存在するとともに、希少猛禽類の生息やガンカモ類の飛来が確認されている。さらに、区域は簡易水道水源の集水域を含み、周辺には住居等が存在している。また、既存施設の上ノ国ウインドファームと隣接して設置する計画となっている。
- (2) 本配慮書では、最大出力約 180,000kW、最大 50 基の風力発電所を設置する計画としているが、方法書以降における対象事業実施区域の設定、事業の規模、風力発電設備の配置及び構造・機種を検討に当たっては、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、専門家等からの科学的知見に基づいた助言を得ながら、各環境要素に係る重大な環境影響の程度について調査、予測及び評価を行うこと。その過程において、重大な環境影響の回避又は低減ができることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、対象事業実施区域の更なる絞り込みなど、事業計画の見直しを行うこと。
- (3) 対象事業実施区域の設定の結果、既存施設である上ノ国ウインドファームとの累積的影響が生じるおそれがある場合は、関連する環境要素に係る累積的な影響について調査、予測及び評価をすること。
- (4) 事業実施想定区域の設定に当たり、検討対象エリアを設定した上で法規制や環境保全のために配慮すべき諸条件により絞り込みを行っているが、検討対象エリア全域を示す図が掲載されておらず、事業実施想定区域の絞り込みの検討過程が分かりにくいものとなっている。
- このため、今後の方法書の作成に当たっては、対象事業実施区域の絞り込みの手順と、その段階毎の区域図が一致するよう整理し、一般にわかりやすい図書とすること。
- (5) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。
- また、今後の手続きに当たっては、住民等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施想定区域の周辺には多数の住居等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音、風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがあるため、住居等と風力発電設備は可能な限り離隔距離を確保するなどとともに、最新の知見や日影図の情報等に基づいた適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

### (2) 水環境

事業実施想定区域内には、簡易水道の水源河川や北海道内水面漁業調整規則に基づく保護水面である石崎川支流があるほか、区域の周辺では井戸を使用している住居も存在しており、風力発電設備や搬入路の設置等に係る工事の実施により、当該河川や地下水の濁りなどの重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、水道水源の集水域を区域から除くとともに、適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

### (3) 動物

事業実施想定区域及びその周辺では、クマタカ、ハヤブサなどの希少猛禽類の生息やマガン及びヒシクイの飛来が確認されていることから、専門家等からの助言を得ながら、渡りを含む移動経路や生息状況等に関する詳細な調査及び予測を行い、バードストライクなどの重大な環境影響の有無について評価すること。

さらに、風力発電設備や搬入路の設置等に伴う土地改変によるコウモリ類をはじめとする他の重要種の生息等への影響については、動物相の的確な把握を行うとともに、専門家等からの助言を得ながら適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

### (4) 植物及び生態系

事業実施想定区域は、ブナやダケカンバなどの植生自然度の高い天然林からなる保安林などの重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風力発電設備や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けるとともに、専門家等からの助言も得ながら、適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。

また、生態系に関する上位性注目種や典型性注目種等については、地域における生息環境に即した適切な種を選定するとともに、専門家等からの助言を得ながら適切な方法により調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無について評価すること。